

市民講演会

閉じ込め なければ、罪ですか？

～認知症鉄道事故損害賠償裁判から考える～

令和元年

とき

7 / 25 (木)

対象
どなたでも
OK

18:30～20:00 (18:00 開場)

入場無料

場所

稚内総合文化センター 小ホール

申込不要

2007年愛知県で一人歩きの認知症の男性(91歳)が列車にはねられ死亡。その家族にJRが損害賠償を求めた裁判で、最高裁は2016年3月「家族に責任なし」との逆転判決を下しました。この裁判は、高齢化が加速し認知症高齢者が増える世の中に、家族がどこまで介護の責任を負うのかという問題提起をしました。

本講演は、地域や行政などが、認知症の人やその家族をどのように支えることができるか、そのネットワークづくりについて考えるきっかけになることと思います。是非お誘いあわせの上ご来場ください。

講師

高井 隆一氏

1950年 愛知県大府市生まれ

1973年 中央信託銀行(現三井住友信託銀行)入社
取締役審査部長、執行役員不動産業務部長などを歴任

2008年 認知症だった亡父の鉄道事故に関しJR東海より損害賠償
請求を受ける

2010年 提訴され裁判の被告となる

2015年 愛知県大府市にて亡父の跡を継ぎ不動産事務所を開設

2016年 亡父の鉄道事故に関し、最高裁にて逆転勝訴判決を得る
これを機に認知症への理解を深めるための講演、著書出版など活動開始



主催(お問合わせ先)

稚内市 (長寿あんしん課(地域包括支援センター))
電話 0162-23-8585

共催

エーザイ株式会社